大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和４年７月８日
高等教育局大学振興課

この度、文部科学省では、大学設置基準等の一部改正を予定しています。

つきましては、本件に関し行政手続法第39条などに基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【１．案の具体的内容】

→【別添】参照

※省令案及び規程案の具体の文言については技術的な修正があり得ること及び本改正に併せて関連規定における所要の改正を行うことを申し添えます。

【２．意見の提出方法】

（１）提出手段　　郵送・ＦＡＸ・電子メール
（電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください）

（２）提出期限　　令和４年８月６日　必着

（３）宛先

住　　所：〒100－8959　東京都千代田区霞ヶ関３－２－２
文部科学省高等教育局大学振興課法規係　宛

Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号：03－6734－3387

電子メールアドレス：daigakuc@mext.go.jp
（判別のため、メール件名は【大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案への意見】として下さい。また、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい）

【３．意見提出様式】

「大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案への意見」

・氏名

・性別、年齢

・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）

・住所

・電話番号

・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（１枚１意見、１メール１意見としてください。）

【４．備考】

①　御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

②　御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（高等教育局大学振興課法規係）